令和7年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 山王海ダム洪水調節機能強化検討業務

現場説明書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

1. 契約の保証について 契約の保証については、【別紙1】のとおりである。

2. 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下のとおり行っている。

設計業務:設計業務の価格積算基準(農林水産省農村振興局制定)

3. 作業歩掛について

特別仕様書第 3-1 条の作業項目及び作業項目内訳表の作業歩掛は下表のとおり考えている。なお、監督職員が別途指示する様式に当該業務の歩掛実績を整理し、提出するものとする。

	数量	内業 外業		職	種	(人)	
作業項目			主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術 員	備考
1. 準備作業	1式	内業	1.0	3.0	3. 0			
2. 現地調査及び事前放流等検討のためのデータ収集	1式	外業	1.0	3.0	3. 0	1.0		移動歩掛を 含まない
3. 過年度の水利用状況及び事前放流 等取組状況の整理								
3-1 事前放流等のためのデータ整理	1式	内業		1.0	1.0	1.0		
3-2 事前放流等の実施に関する課題 整理	1式	内業	1.0	2.0	2. 0			
4. 事前放流等によるダムの洪水調節 効果検証								
4-1 事前放流等による下流河川への 影響について確認	1式	内業	2.0	5. 0	5. 0	5. 0		
4-2 事前放流等によるダム放流量・ 流入量・水位の比較	1式	内業	2.0	3. 0	3. 0			
4-3 ダムから放流されるピーク流量 や下流河川への影響を検討	1式	内業	2.0	3. 0	3. 0			
4-4 洪水調節効果の検証	1式	内業	2.0	3.0	3.0			
5. 降雨予測を踏まえた流入量予測手 法の改善方法検討								
5-1 降雨予測と実績降雨の比較検討	1式	内業	2.0	3.0	3.0	3.0		
5-2 流入量予測手法の改善方法の検 討	1式	内業	2.0	4.0	4. 0	4.0		
6. 事前放流等の手順書の作成	1式	内業	2.0	3.0	3.0	3.0	2.0	
7. 照査	1式	内業	2. 5					
8. 点検取りまとめ	1式	内業	1.0	3.0	3. 0	2.0		

また、本業務における作業条件等は、【別紙2】のとおり考えている。

4. 打合せについて

①積算上の基地

積算上の基地は、仙台市(宮城県庁)としている。

②打合せ場所

打合せは、東北農政局北上土地改良調査管理事務所(盛岡市)で行うこととし、下表のとおり見込んでいる。

	職種(人)			備考		
	主任技師	技師A	技師B	7用 45		
初回	1. 0	1.0		打合せ、移動(往復)		
第2回		1.0	1.0	打合せ、移動(往復)		
第3回		1.0	1.0	打合せ、移動(往復)		
第4回		1.0	1.0	打合せ、移動(往復)		
最終回	2. 0	1.0		打合せ、移動(往復)		

※最終回の打合せに、照査技術者1.0人〔打合せ、移動(往復)〕を計上している。

③打合せに係る旅費交通費

日帰りで5回行うこととし、ライトバン経費及び高速道路料金〔仙台宮城 IC~盛岡南 IC 間:1回当たり7,910円(往復、税抜き)〕を計上している。

5. 現地調査について

②積算上の基地

積算上の基地は、仙台市(宮城県庁)としている。

②現地調査に係る移動歩掛

滞在により行うこととし、移動に係る歩掛を下表のとおり計上している。

_							
		職種(人)				/# · **	
		主任技師	技師A	技師B	技師C	備考	
	1回目	0.5	0.5	0. 5	0. 5	現地調査、資料収集	
	2回目		0. 5	0. 5		現地調査	
	3回目		0.5	0. 5		現地補足調査、不足資料収集	
	宿泊数	1泊	3泊	3泊	1泊		

③現地調査に係る旅費交通費

現地調査に係る旅費交通費としてライトバン経費及び高速道路料金〔仙台宮城 IC~紫波 IC 間:1回当たり7,490円(往復、税抜き)〕を計上している。

滞在については上記の宿泊数を想定しているが、当初宿泊費及び宿泊手当は計上せず、 受注者に提出を求める宿泊情報(例:宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・ 朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書)の妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務 等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更で計上する。

なお、宿泊費及び宿泊手当の計上方法については、監督職員と調整するものとする。

6. 歩掛・単価の適用期について

積算に使用する歩掛(「3.作業歩掛について」の歩掛を除く。)及び単価は、以下のホームページで公表されている入札書受付開始時点の最新を適用する。

① 歩掛及び技術者基準日額 農林水産省ホームページ ホーム > 農村振興 > 土地改良工事積算基準等の改正について https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html

② 資材価格 東北農政局ホームページ

ホーム > 入札情報・お問合せ > 発注・入札情報、その他公表事項 https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html

7. 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就 労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、 賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

- 8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

【別紙1】

- 1. 契約の保証について
- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。
 - ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
 - (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店(岩手銀行本店内)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現 金出納官吏 庶務課長 及川 克」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等 の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条 の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の 保管金払渡請求書を提出すること。
 - イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込 済通知書及び政府保管有価証券提出書。
 - (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局 総務部会計課課長補佐(主計)佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等 の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合 は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
 - ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書
 - (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する 法律(昭和 29 年法律第 195 号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用 金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用 協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀 行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
 - (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務 所長 兼平 正樹」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
 - (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (ケ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平 正樹」と記載するように申し込むこと。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載 されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の 指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - (4) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平 正樹」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載 されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。
 - ア 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請 負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。
- (3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。 以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認め る措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提 出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、 指定された手順を踏むこと。

【別紙2】

作業条件等【設計作業】

作業項目	作業条件等	数量	備考
I. 設計作業			
1. 準備作業		1式	見積歩掛※
2. 現地調査及び事前放流等検討のための データ収集		1式	見積歩掛※
3. 過年度の水利用状況及び事前放流等取 組状況の整理			
3-1 事前放流等のためのデータ整理		1式	見積歩掛*
3-2 事前放流等の実施に関する課題整理		1式	見積歩掛※
4. 事前放流等によるダムの洪水調節効果 検証			
4-1 事前放流等による下流河川への影響 について確認		1式	見積歩掛※
4-2 事前放流等によるダム放流量・流入 量・水位の比較		1式	見積歩掛※
4-3 ダムから放流されるピーク流量や下 流河川への影響を検討		1式	見積歩掛※
4-4 洪水調節効果の検証		1式	見積歩掛*
5. 降雨予測を踏まえた流入量予測手法の 改善方法検討			
5-1 降雨予測と実績降雨の比較検討		1式	見積歩掛※
5-2 流入量予測手法の改善方法検討		1式	見積歩掛※
6. 事前放流等の手順書作成		1式	見積歩掛※
7. 照査		1式	見積歩掛※
8. 点検取りまとめ		1式	見積歩掛※
Ⅱ. 打合せ	打合せ日数 1.0 日/回	5回	標準歩掛
Ⅲ. 旅費交通費			
1. 打合せ	積算基地:仙台市、 ライトバン移動、日帰り	1式	標準歩掛
2. 現地調査	積算基地:仙台市、 ライトバン移動、宿泊	3回	標準歩掛
IV. 業務報告書作成	A 4 1,000 枚 簡易加除式 ファイル 10 cm	1式	標準歩掛

- ※1. 本作業条件等は入札参加者の見積の参考資料とするものであり、業務請負契約上、発注者、受 注者の双方を拘束するものでない。
 - 2. 見積歩掛は「3. 作業歩掛について」に示すとおり。